

環境農林水産常任委員会会議録

令和6年4月26日

場 所 第4委員会室

令和6年4月26日(金曜日)

午前10時3分開会

工事検査監
林業技術センター所長
木材利用技術
センター所長

宮川美品
池田孝行
上野清文

審査・調査事項

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長
(総括)
農政水産部次長
(技術担当)
畜産局長
農村振興局長
水産局長
農政企画課長
中山間農業振興室長
農業流通ブランド課長
農業普及技術課長

殿所大明
川畑敏彦
柳田敬
河野明彦
戸高久吉
西府稔也
原田大志
下田透
押川裕文
戸高知也
白石浩司
鴨田和広
坂元和樹
城ヶ崎浩一
上村一久
梶原正太郎
西田貴亮
安田広志
那須紘之
甲斐岳彦
松田義信
水野和幸
馬場勝
大村英二

出席委員(8人)

委員長 内田理佐
副委員長 永山敏郎
委員 中野一則
委員 日高博之
委員 佐藤雅洋
委員 荒神稔
委員 工藤隆久
委員 脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 長倉佐知子
環境森林部次長
(総括) 田代暢明
環境森林部次長
(技術担当) 松井健太郎
環境森林課長 壺岐さおり
再造林推進室長 永田誠朗
環境管理課長 落合克紀
循環社会推進課長 長友和也
自然環境課長 川畑昭一
森林経営課長 松永雅春
山村・木材振興課長 二見茂
みやぎスギ
活用推進室長 笹山寿樹

農産園芸課長
畜産振興課長
家畜防疫対策課長
農村計画課長
農村整備課長
担い手農地対策課長
水産政策課長
漁業管理課長
漁港漁場整備室長
工事検査監
総合農業試験場長
畜産試験場長
県立農業大学校長
水産試験場長

事務局職員出席者

議事課主任主事
議事課主任主事

増村竜史
青野奈月

○内田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入替えの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が環境農林水産常任委員会の委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました延岡市選出の内田理佐と申します。どうぞよろしくお願いたします。

一言御挨拶を申し上げます。

宮崎県の3つの日本一挑戦プロジェクトの1つであるグリーン成長プロジェクトをチェックをするなど、重責のポジションということで、私たちも認識をしているところでございます。宮崎県の特徴である太陽の豊かな恵みと自然を未来にしっかりとつないでいけるように私も努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、都城市選出の永山副委員長でございます。

次に、向かって左側です。

えびの市選出の中野委員でございます。

次に、西臼杵郡選出の佐藤委員でございます。

次に、都城市選出の荒神委員でございます。

続きまして、向かって右側です。

日向市選出の日高委員でございます。

延岡市選出の工藤委員でございます。

宮崎市選出の脇谷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の増村主任主事でございます。

副書記の青野主任主事でございます。

それでは次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○長倉環境森林部長 環境森林部長の長倉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

環境森林部では、先ほど委員長からもお話がありました、3つの日本一挑戦プロジェクトの1つであります、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目標に掲げ、再造林対策のさらなる強化を図りますとともに、脱炭素関連の取組についても、庁内の関係する部局と連携して取組を進めてまいります。

内田委員長、永山副委員長をはじめ、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

常任委員会資料の3ページをお願いします。

環境森林部の幹部職員を紹介いたします。

総括次長の田代でございます。

技術担当次長の松井でございます。

環境森林課長の壺岐でございます。

再造林推進室長の永田でございます。

環境管理課長の落合でございます。

循環社会推進課長の長友でございます。

自然環境課長の川畑でございます。

森林経営課長の松永でございます。

山林・木材振興課長の二見でございます。

みやざきスギ活用推進室長の笹山でございます。

工事検査課、工事検査監の宮川でございます。

林業技術センター所長の池田でございます。

木材利用技術センター所長の上野でございます。

なお、課長補佐等の紹介につきましては、名簿での紹介とさせていただきます。

次に、4～5ページにかけて、環境森林部の執行体制を示しております。

執行体制については、御覧のように、6つの課と2つの課内室及び公共三部共管の工事検査課で組織されておりますが、昨年度からの変更点について御説明します。

まず、環境森林課内に、再造林の推進に関する業務を一元的に所管する「再造林推進室」を設置し、併せて、森林経営課に置いていた森林管理推進室を廃止しております。

また、環境森林課においては、環境計画担当とゼロカーボン社会づくり担当を統合し、「環境政策・脱炭素推進担当」を設置しました。

5ページの森林経営課では、林業普及指導担当を廃止し県営林担当を新設、山村・木材振興課では、3つあった担当を2つに再編しております。

ページの右半分を示しております関係出先機関は、19機関となっております。

次に、6ページを御覧ください。

令和6年度環境森林部歳出予算（課別）であります。

この表は、部の一般会計と特別会計について、令和6年度当初予算の歳出予算を課別に集計したものです。令和6年度当初予算額Aの列の一番下、合計の欄にありますように、一般会計と特別会計の合計は222億3,705万8,000円であり、令和5年度当初予算額Bと比較しまして、102.1%となっております。

7ページ以降の新規・重点事業につきましては、担当課長が御説明申し上げます。

○壺岐環境森林課長 資料13ページを御覧ください。

現在、3つの日本一挑戦プロジェクトが進められておりますが、このうち当部では、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目標に掲げ、本県の強みである農林水産業分野を中心に、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目指しており、庁内の関連する部局と連携して取り組んでおります。

プロジェクトの中で、再造林が適切に行われる仕組みづくりとして、産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築を、令和6年度から本格的に進めることとしており、今回はこの部分について御説明をさせていただきます。

まず、I、条例の制定について、宮崎県再造林推進条例（仮称）を制定することとしており、

今年度6月議会への議案の提案を目指して作業を進めているところです。

この条例の制定により、再造林の必要性について県民の皆様にご理解いただくとともに、関係者の役割や施策の方向性を定め、再造林率日本一に向けた取組のよりどころにしたいと考えております。

Ⅱ、再造林に関する具体的な対策の実施について、ここでは、「宮崎モデル」の中核となる取組を3つ記載しております。

まず、1、「適切な情報を森林所有者・事業者・県民へ周知」の部分ですが、二重の四角囲みにありますとおり、再造林の重要性や適正な立木価格など山林の価値などについて、TVCMや新聞広告により、県民への周知を行うこととしております。

また、令和6年度に再造林推進決起大会の開催、令和7年度にはインターネットへの動画配信も計画をしているところです。

次に、2、「地域再造林推進ネットワークの設立」について、県内8つの森林組合単位でネットワークを構築することとしております。

この取組が「宮崎モデル」を構築する上での要となる取組だと考えており、今年度の早い時点でネットワークを設立し、その運営への支援・加入促進を行いたいと考えております。

赤の二重四角で囲んでおりますが、ネットワークは、伐採者、森林組合、造林者、市町村、県の出先機関の関係者で構成しまして、森林所有者からの相談対応、伐採事業者や造林事業者及び伐採箇所等の情報共有、再造林の働きかけなどを行うこととしております。

次に、「省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助」の実施について、県と市町村が協調して、森林整備に関する補助率を現在の約7割から9

割に引き上げるものとなります。

主な補助要件としましては、地域再造林推進ネットワークの構成員であること、道からの距離が100メートル以内などの再造林強化区域での施業であること、省力・低コスト化施業であること、作業員の収入の引上げにつなげる再造林労務改善計画を作成することなどの要件を満たす場合に、補助率かさ上げを行うこととしております。

所有者負担が大きいと再造林意欲が低下することから、森林組合等の負担で再造林が行われており、この状況では造林作業員の賃金が上がらず、作業員減少の一因となっております。

先ほどの要件を満たした施業の補助金かさ上げを行うことで、省力・低コスト化の定着、森林所有者・事業者の負担軽減を図るほか、収入の引上げにつなげたいと考えております。

また、Ⅲ、「林地集積化に向けた組織・仕組みづくり」として、経営意欲のある林業事業者への林地の集約化の支援や、新たな仕組みづくりの検討を進め、国に対しても、集積に向けた制度創設等を要望していきたいと考えております。

また、森林経営管理制度の推進や、市町村の森林・林業行政を担う地域林政アドバイザーの育成等も検討しております。

Ⅳ、「その他の重要な取組」として、新たに造林事業を開始・拡大する事業者の支援、労働安全対策の強化、コンテナ苗の増産やデジタル化の推進、非住宅分野での木材利用の推進や県外及び海外への販路拡大などについても、併せて取り組んでいく予定としております。

資料14ページを御覧ください。

ここでは、グリーン成長プロジェクト関連事業のうち、環境森林部関連の令和6年度の主な新規・改善事業を掲載しております。

資料15ページを御覧ください。

ここからは、令和6年度の主な新規・改善事業について説明させていただきます。

当課からは、室の分を含む3事業を御説明いたします。

まずは、改善事業「脱炭素経営支援事業」についてです。

この事業の予算額は2,500万円です。

事業の目的ですが、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素の取組を支援することにより、企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図るものです。

16ページを御覧ください。

現状と課題の部分ですが、右側のグラフは、石油価格の推移を示しております。

石油価格については、令和4年2月のウクライナ侵攻前と比べ、2割ほど高い水準のまま高止まりしており、エネルギー価格の動向に左右されることなく、企業が持続的な成長を実現するためには、再エネや省エネなど、エネルギー価格の影響を受けにくい脱炭素経営への転換が必要と考えております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

本事業では、セミナーなどにより脱炭素について知っていただき、ウェブサービスを活用して事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を計り、可視化することで課題等を抽出いたします。

そして、排出量を減らすため、排出削減に向けた計画の策定や実行等を伴走支援することにより、脱炭素経営の実現を図っていくこととしております。

15ページにお戻りください。

事業の内容の部分は、今、御説明したとおりです。

事業の期間につきましては、令和6～7年度

の2か年としております。

次に、17ページを御覧ください。

新規事業「再造林率日本一に向けた県民意識向上事業」です。

この事業の予算額は2,103万1,000円です。

事業の目的ですが、県民に対し、再造林の重要性等を訴えるキャンペーン等を実施し、機運の醸成を図るとともに、林業事業者等への省力・低コスト再造林の定着に向けた普及促進を図るものです。

18ページを御覧ください。

現状と課題について、1つ目に、再造林を進めていくためには、森林所有者等の再造林意識の向上が必須であり、再造林の必要性などについて、広く周知していく必要があります。

また、2つ目に、担い手が不足している中、一貫作業や低密度植栽など、省力化・低コスト化を進める必要がありますが、従来型の森林施業を行ってきた林業事業者等には、まだ十分浸透していないという状況がございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①再造林普及啓発事業において、CMや新聞広告等による普及啓発、県と関係団体等による再造林推進決起大会等を実施することとしており、再造林について幅広く周知することで、県民意識の醸成を図りたいと考えております。

そして、②省力・低コスト再造林普及促進事業において、林業事業者等に対する研修会等を実施することとしており、省力・低コスト再造林の普及・定着を図り、再造林率の向上につなげたいと考えております。

17ページにお戻りください。

事業内容につきましては、今、説明したとおりになります。

事業期間につきましては、令和6～8年度の

3か年としております。

次に、19ページを御覧ください。

新規事業「再造林推進ネットワーク支援事業」です。

この事業の予算額は2,400万円です。

事業の目的ですが、県内8地域に再造林推進ネットワークを設け、伐採箇所の情報等を共有し、再造林に向けた調整を行うなど、ネットワークを中心に再造林対策を推進するものであります。

20ページの現状と課題を御覧ください。

1つ目に、伐採と造林は分業で行うケースが大半になりますが、伐採者と造林者の間で連携が図られていないという状況がございます。

また、2つ目に、森林所有者については、「伐採の際にどこに相談すればよいか分からない」、「地域外の事業者に安価で売買した」といったような状況もあり、再造林が進まない一因となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

このような状況を踏まえ、ここに記載のとおり、森林組合、伐採者、造林者、市町村、県出先機関を構成員とする再造林推進ネットワークを設立し、森林所有者からの相談対応、伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有、再造林の働きかけや調整を行うことで、伐採から再造林までの流れをスムーズにし、再造林率の向上につなげたいと考えております。

なお、ネットワークの会員は、再造林の働きかけや適切な伐採を行うことを定めたガイドラインを遵守するとともに、作業員の収入の引上げにつなげる再造林労務改善計画の作成を要件としております。

19ページにお戻りください。

事業内容の部分は、今、御説明したとおりに

なります。

事業期間は、令和6～8年度の3か年としております。

○落合環境管理課長 資料21ページを御覧ください。

新規事業「浄化槽適正管理システム整備事業」、1,213万2,000円であります。

事業の目的は、浄化槽の設置や維持管理に関する状況を正確に把握できるシステムを構築することにより、浄化槽法定検査受検や適正な維持管理の指導・啓発を充実・強化し、浄化槽適正管理の一層の推進を図るものであります。

次の22ページの現状と課題を御覧ください。

現有の県浄化槽台帳は浄化槽設置者等からの届出情報に基づいており、廃止や転居に伴う届出が徹底されていないことなどから、徐々に登録情報の精度が低くなってきております。

この結果、法定検査未受検など不適正な管理状態にある浄化槽の把握が不十分となり、指導等が適切に実施できていないという課題があります。

このため、事業内容及び効果にありますように、維持管理業者に、新規報告システムを用いて、維持管理情報と浄化槽GIS情報を県に対して報告してもらいます。

県では、業者報告情報を浄化槽台帳と突合し、業者側と共通番号で連結することにより、以降の報告情報は台帳に自動更新できる仕組みとすることで、継続的に浄化槽台帳情報が更新される新たな台帳システムを構築いたします。

これにより、浄化槽適正管理の指導・啓発が推進され、水環境保全が図られることが期待できます。

前のページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等に

については、先ほど説明させていただいたとおりであります。

事業の期間は、令和6年度の単年度となっております。

○長友循環社会推進課長 当課の重点・新規事業について御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

改善事業「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業」です。

予算額は1,800万円であります。

事業の目的ですが、県内の食品ロスの実態を調査するとともに、市町村等の活動支援と「みやざき食べきり宣言プロジェクト」の実施により、県民の食品ロスへの認識を高め、一層の削減を図るものであります。

24ページの現状と課題を御覧ください。

食品ロスの削減に関しましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、定期的な調査を行えない時期があったことで、その実態や課題が不明確な状況にあります。

このような状況下にあったこともあり、食品ロス削減推進法に基づく県内市町村の削減推進計画の策定は進んでおらず、策定済みは2市町村にとどまっております。

また、「みやざき食べきり宣言プロジェクト」等のこれまでの取組を通じて、「食品ロス」という言葉自体は県民に浸透したものと考えておりますが、削減に向けた具体的な取組が十分に広がったとは言い難い状況にあります。

そのため、その下の事業内容及び効果に記載しております、①の食品ロス実態調査、②の市町村等が行うフードドライブ等の活動支援のほか、③の食べきり協力店の利用促進キャンペーンなど、「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に取り組むことで、県民の食品ロスに対する認

識を高めるとともに、食品ロス量の減少等につなげていきたいと考えております。

23ページにお戻りください。

事業の概要については、ただいま説明させていただいたとおりです。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

○川畑自然環境課長 常任委員会資料25ページを御覧ください。

改善事業「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」、予算額2,263万1,000円であります。

事業の目的は、有害鳥獣の捕獲活動の支援、技術講習会の開催、鹿・イノシシ捕獲に対する助成を行い、適切な捕獲を促進することにより、農林作物被害の軽減や個体数の適正管理を図るものであります。

26ページの現状と課題を御覧ください。

左側の図にありますように、野生鳥獣による農作物等の被害額は依然として高い状況であり、また、右側の図のとおり、狩猟者の減少や高齢化も進行しており、被害額を軽減するためには、有害鳥獣の捕獲促進や捕獲体制の維持が課題となっております。

25ページにお戻りください。

事業概要ですが、(1) 事業内容は、①・②の有害鳥獣捕獲班及びサル捕獲班への活動助成、③の捕獲班指導者等に対する安全技術講習会の開催、④・⑤のシカ・イノシシの有害捕獲や狩猟による鹿捕獲の助成を行うものであります。

事業の改善内容は、⑤の狩猟によるシカ捕獲の助成について、昨年度までは、捕獲した3頭目から1頭当たり4,000円を助成しておりましたが、狩猟者にさらに積極的に鹿を捕獲してもらうため、狩猟の初心者——免許取得後3年未満の狩猟者には、1頭目から7,000円を、それ以外

の狩猟者については、2頭目から1頭当たり4,000円を助成することとしております。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年であります。

○松永森林経営課長 資料27ページを御覧ください。

新規事業「再造林率向上強化対策事業」、予算額は1億4,626万2,000円であります。

事業の目的は、徹底した再造林の省力化・低コスト化を図った上で、市町村と連携して、植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げを行い、所有者負担の軽減と造林作業員の労務賃金引上げにつなげるものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林に当たっては、所有者負担が大きく、意欲が低下していることに加え、その負担分を事業体が負担する形で無理して行われているケースが多いため、造林作業員の賃金が上がらず、作業員が減少する一因となっています。

このため、事業内容及び効果にありますように、①の事業における速やかな再造林——地ごしらせ、植栽、防護柵、下刈りと、②の事業における既造林地の下刈りに対して、県と市町村でそれぞれ11%の補助金のかさ上げを行い、補助率を現状の68%から90%にすることで、所有者負担の軽減や造林作業員の収入の引上げにつなげ、再造林率の向上を図りたいと考えています。

主な補助要件は、施行地が道から100メートル以内など、林業採算性が高い再造林強化区域であること、植栽本数は1ヘクタール当たり2,000本以下、下刈りは3回までなど、省力・低コスト化を図ること、伐採者や造林者が再造林推進ネットワークに加入し、再造林労務改善計画を作成することなどとしております。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

事業の期間は、令和6～7年度の2か年としております。

○二見山村・木材振興課長 資料29ページを御覧ください。

新規事業「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」でございます。

予算額は2,695万4,000円です。

事業の目的ですが、新たに造林事業を開始または拡大する事業体を支援することにより、経営感覚に優れ、造林事業に取り組む経営者として県が登録する「ひなたのチカラ林業経営者」へのステップアップを促すことで、造林作業従事者を確保するとともに、再造林率の向上を目指すものでございます。

30ページの現状と課題を御覧ください。

森林所有者の経営意欲の低下や労働者不足等から再造林は進んでおらず、令和3年度の再造林率は73%にとどまっております。

こうした中、再造林の推進に向けては、経営感覚に優れた林業事業体の育成や再造林に従事する新規就業者の確保が喫緊の課題となっております。

下の事業内容及び効果を御覧ください。

新規就業者の確保や従事者の多能工化などにより、造林事業を開始または拡大する林業事業体に対して、就業に必要な技術の習得や安全衛生研修、資機材等の整備の支援に加え、造林事業に従事する新規就業者を継続雇用する際、育成に必要な掛かり増し経費に対して支援をするものでございます。

その効果としまして、再造林の中心となる「ひなたのチカラ林業経営者」と造林作業従事者の

増加が図られるものと考えております。

事業期間は、前のページ最下段にありますとおり、令和6～8年度の3年間となっております。

31ページを御覧ください。

新規事業「造林作業班待遇改善事業」でございます。

予算額は386万5,000円です。

事業の目的ですが、再造林の主要な担い手である森林組合などの造林作業班の人員確保が急務であるため、作業班の待遇改善を促すなど、継続して働きやすい就業環境づくりを通じて、新たな作業班員の獲得を図るものでございます。

次の32ページ、現状と課題を御覧ください。

再造林は主に森林組合が担っておりますが、本県における森林組合の造林作業班の平均賃金は日額9,400円と、林業先進県の中でワースト2位、全都道府県でもワースト3位という低い水準にございます。

そのような中、再造林の推進には造林作業班員の確保が急務であり、魅力ある待遇への改善は必須であります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

この事業では、先ほど環境森林課から説明のありました再造林推進ネットワークに社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を派遣し、集団指導や個別指導を通じて、賃金上昇や月給制の導入など、造林作業班の待遇改善を推進するものでございます。

この事業による効果として、造林作業班の賃金アップなどの待遇改善と造林作業班員数の増加が図られると考えております。

事業期間は、前のページ最下段のとおり、令和6～8年度の3年間としております。

33ページを御覧ください。

新規事業「みやざき木の建築モデル普及事業」でございます。

予算額は1,540万円でございます。

事業の目的ですが、この事業では、本県の畜舎を一般流通材で容易に建築できるよう標準設計を作成するとともに、モデル畜舎を建築し、これを広く普及させることなどによって、非住宅分野における県産材の需要拡大を図るものでございます。

次の34ページ、現状と課題を御覧ください。

木材の主要な需要先である建築分野において、住宅に比べ、非住宅の低層階においても木造の割合は低く、本県における木造率も16.2%と低位にとどまっております。

今後、住宅需要の減少が見込まれる中、木材需要を確保していくためには、非住宅分野における県産材の利用拡大が必要でございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の木造モデル畜舎の標準設計作成では、非住宅分野の中でも、比較的木造に取り組みやすい畜舎をターゲットに、一般流通材で建築できるモデル畜舎の標準設計などの作成や、令和7年度にはモデル畜舎の建築等を実施します。

また、②の木造設計の提案支援では、民間事業者が鉄筋コンクリート造など、非木造で計画する案件に対し、木造設計のスキルを持つ建築士である「みやざき木造マイスター」が木造・非木造の比較資料を作成し、建築主に木造を提案する経費を支援するものでございます。

このような取組により、その効果として、非住宅分野における建築物の木造化が促進され、県産材の需要拡大につながるものと考えております。

事業期間は、前のページ最下段のとおり、令和6～7年度の2年間としております。

○落合環境管理課長 資料35ページを御覧ください。

硫黄山河川白濁に係る応急対策について御説明いたします。

平成30年に発生した硫黄山の噴火では河川が白濁し、pHが低下するなど水質が悪化し、影響を受けた地域では稲作ができない事態となりました。

令和元年以降、水質は安定傾向となり、令和3年度からは地域全域で稲作が再開されました。

また、令和4年11月には、左下の写真にあります河川水の中和を行う硫黄山水質改善施設が完成したところです。

その後、令和5年7月に、河川上流が白濁しましたが、施設の運用等により、稲作への影響はございませんでした。

以後、水質は一旦回復したものの、令和5年12月に河川上流が再度白濁し、その後も火山噴出物の流入量が増大しました。

その結果、3月には中央の写真、取水堰(B)にありますように、付近の河床には白色泥状物の堆積が確認され、下流域でも水質が悪化するようになりました。

水質改善施設において効果的に中和処理を行うためには、中和水路(C)を閉塞させないことが重要であり、泥状物を含む河川水を中和水路に流入させることはできません。

また、その下の写真、沈殿池(D)においては、河川白濁時に沈殿池に河川水を流入させ、泥状物を沈殿除去することとしておりますが、泥状物の堆積量が増加したことから、処理能力が低下している状況にありました。

36ページを御覧ください。

このため、応急的な対策として、県からえびの市へ予算額1,000万円を補助する形で、4月1

日から16日にかけて対策工事が実施されました。

具体的には、1つ目に、取水堰付近に堆積していた白色泥状物をしゅんせつし、2つ目として、その上流側に袋詰玉石工により仮設の沈殿堰を設けることで、泥状物をあらかじめ施設の上流側で貯留させる措置を取りました。

また、3つ目として、沈殿池に堆積した泥状物を除去し、沈殿機能の回復を図りました。

以上の対策の実施により、河川水の白濁状態が低減しましたので、水質改善施設での中和処理を開始し、現在、下流域の水質を監視しているところです。

今後の対応としましては、4月から10月にかけての農業用水取水期間において、安定的な水質の確保を図るため、下流の水質を確認しながら、農政水産部やえびの市との連携により、水質改善施設を効果的に運用してまいります。

また、水質は硫黄山の活動状況に大きく影響されますので、火山噴出物の供給状況を注視してまいります。

さらに、しゅんせつ物を含め、今後も供給される火山噴出物の処理方法についても検討してまいりたいと考えております。

○吉岐環境森林課長 資料37ページを御覧ください。

宮崎県再造林推進条例(仮称)の制定について御説明いたします。

先ほど「宮崎モデル」の部分でも御説明しましたので、1、制定の趣旨についての説明は省略させていただきますが、この条例は、再造林の必要性について県民の皆様にご理解いただき、関係者の役割や再造林を推進していくための基本的な施策を明らかにすることを目的に制定するものであります。

2、これまでの取組ですが、令和5年11月の

常任委員会において、条例を制定することについて報告を行い、その後、知事の諮問機関である森林審議会の最初の会議で諮問を行い、検討を進めてまいりました。

年明けの令和6年1月の常任委員会において、条例骨子案の報告を行った後、パブリックコメントや市町村及び関係団体からの意見聴取を行い、それらの意見も踏まえた上で、3月に開催した3回目の森林審議会に条例原案を諮ったところでもあります。

3月末には、森林審議会から知事に対して、条例原案に関して「異議なし」との答申が行われました。

今後は、6月議会に議案を提案し、議決されましたら、7月の公布・施行を予定しております。

38ページをお願いします。

こちらは、条例の全体構成を示したものです。宮崎県再造林推進条例（仮称）では大きく分けて「目的」、「基本理念」、「基本施策」、「各主体の責務・役割」の4つで構成をしております。

基本理念としましては、記載のとおり、再造林の理解促進など4項目を定めており、これに対応する形で県の基本施策を規定しております。

基本施策の一番右に、「地域体制の整備」とありますが、先ほど「宮崎モデル」でも御説明した、地域再造林推進ネットワークの構築がこちらに当たります。

「各主体の責務・役割」としては、行政や林業関係団体等が連携・協力して、再造林推進条例をよりどころとして「宮崎モデル」を推進していくこととしております。それぞれの役割は記載のとおりになっております。

参考までに、森林審議会からの答申を受けた条例原案を資料の39ページ以降に掲載させてい

ただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○内田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○中野委員 資料17ページについてです。グリーン成長プロジェクトは県の大きな目玉の事業であり、「宮崎モデル」の構築によって日本一を目指しているわけですが、成果指標にて令和3年度の再造林率が73.3%となっておりますが、令和5年度の数字はどうなっているか、推定でいいので教えてください。

○松永森林経営課長 直近の*令和5年度の再造林率は、県全体平均で75%となっております。

○中野委員 その再造林率は全国で何位ですか。令和5年度のことが分からなければ令和3年度でも結構です。

○松永森林経営課長 先ほどの発言を訂正させていただきます。直近は令和4年度でして、令和4年度の再造林率が75%となっております。

全国の再造林率ですが、これは平成30年から令和2年度の平均で、全国1位が北海道の90%となっております。本県は全国第3位で73%となっております。

○中野委員 北海道も努力されて90%以上、100%を目指しているかもしれませんね。それを上回って日本一になれるのかなという懸念と、一方で宮崎県は既再造林率が3位なんです、このグリーン成長プロジェクトという大きな3つの柱の1つに該当するような事業内容なのかなという気がしてなりません。

○松永森林経営課長 本県の再造林率は、ここ数年70%台で推移しております。70%となりますと、本県の伐採面積が約2,800~2,900ヘクタールありまして、毎年700~800ヘクタールが再

※このページ右段に訂正発言あり

造林されていないという状況となっております。これが続きますと、木材の生産はもとよりですが、公益的機能の発揮にも影響が出ますので、本県としましては、伐採後の再造林を進めることによって、木材生産機能とともに公益的機能も発揮するというので、より高い数値を目標に進めていきたいと考えております。

○中野委員 資料では、令和3年度の再造林率が73.3%ですが、本当に73.3%なのかなという気がしてなりません。職員の皆さんが現地に足を運んで、実際に調査されているわけですか。えびの市では、あまり造林していないと思うんですよね。

伐採するのは里山と言われるところが非常に多く見られますけれども、その里山は再造林率の対象の面積に入っていないわけですか。普通の上の山でないと対象とならないとか、そのあたりの中身を教えていただけませんか。

○松永森林経営課長 再造林率につきましては、その年に伐採された針葉樹人工林の面積を分母としまして、その年に造林補助等で売られた面積を分子としております。

分母の伐採面積につきましては、空中写真等で前年と1年後の変化を見まして把握します。また素材生産量というのが分かっており、その素材生産量を基に、1ヘクタール当たり何立米ぐらいを伐採するというのが大体平均で出ていますので、そういったものを勘案して、推計で伐採面積のほうは出しております。

造林面積については把握できていますので、ほぼ現状に近い数字と考えております。

里山林に関して、木が集団的に生育している場所につきましては、再造林率に反映されていると考えております。

○中野委員 いい事業ではあるんですが、予算

的にもわずかであり、果たしてどうなのかなと思っています。再造林したものが成木にならないと意味がありません。鹿の被害や管理等、事後のそういう措置も含めて、取り組んでほしいなと思っています。

○工藤委員 資料23ページの③のうち「30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発についてです。飲食店の料理はカロリー計算がなされて提供されているものではありませんが、それを全部食べ切らないといけないのかというところで、飲食店に対しても提供する量を減らすといったお願いをするという活動も、この中に入っているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 30・10運動の普及啓発と併せまして、その上に書いてあります、「食べきり協力店」の利用促進をやっているんですけども、飲食店に対しましては、小盛りメニューを設けていただくといったお願いや、お持ち帰りを希望される方へ容器を配付していただくといったお願いもやっておりますので、そちらのほうと併せて、周知啓発に努めていきたいと思っています。

○日高委員 30・10運動というのは、食べ切れないものは誰かに渡すとか、そういう健康への配慮が前提にあった上で行うものと思いますが、部長はどのようにお考えでしょうか。

○長倉環境森林部長 委員のおっしゃるとおり、健康にも配慮しながら、30・10運動を進めていくことが大事だと思っています。

30・10運動は、宴会が始まってしまうと飲むのに一生懸命で、食べ物を残してしまうというところに課題を捉えており、宴会が始まって30分、宴会終了前10分は食べることに専念しましょうという運動となります。健康への配慮も必要ですので、委員のおっしゃるように、食べ切れ

ない分はほかの人に渡して食べてもらうとか、そういった取組も含めての運動だと思っております。

飲食店に対しましても、先ほど課長が御説明しましたように、小盛りメニューの準備だとか、ドギーバッグで持ち帰りもできるだとか、そういった配慮も合わせながら運動を進めてまいりたいと考えております。

○荒神委員 有害鳥獣捕獲について、県内の自治体によって補助金の額がまばらなような気がしています。狩猟者の方から、「そちらで取ったほうが金になるぞ」とか、「県境を越えたほうがいいぞ」とかいう話も聞いたりもするんですが、なぜ、自治体によってまばらな設定になっているのでしょうか。

中山間地域では、農地の荒廃がだんだん増えていき、それに伴って、狩猟者の数は少なくなっています。そのような中で、その辺の論議というのはどういうふうに行われているのか、また、今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

○川畑自然環境課長 市町村には、有害鳥獣捕獲を行う有害鳥獣捕獲班というものがございまして、その捕獲班が中心に捕獲を行っております。したがって、市町村からの助成等につきましては、市町村ごとに狩猟者に対して助成を行っている状況でございます。

農政の交付金等は国の基準額等により実施しておりますので、県の補助金は全県下統一となっているんですけれども、市町村を経由して助成していますので、さらに上乘せがあったり、市町村によって被害の状況、実情によって異なっていると考えております。

狩猟者の取得に対する支援も必要だと考えておりまして、県としましては、資料35ページにありますように、新規狩猟者が捕獲しました鹿

に関して助成をしているところでございますし、また、新しく免許を取られる方への事前講習会の開催等の取組も実施しているところでございます。

現状としましては、有害捕獲班の数というのは、現状維持できておりますので、捕獲は当然維持されると考えておりますけれども、狩猟者の高齢化が進んでおり、さらに若い方の新規取得者が必要かと考えておりますので、新たな取得確保に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

○荒神委員 今の答弁は現状の報告ですね。今後、中山間地域は担い手も減り、農地もどんどん荒廃していく中で、各自治体がまばらな補助金を支給している——県として、この件をどう取り合っていくのか、こういう社会状況の中でどう論議されていくのかが大事です。例えば、都城市については、「高原町や鹿児島県の曾於市のほうが補助金が高い」という声を耳にしており、そういう中で県はどうあるべきなのか、このままでいいという考え方なのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○川畑自然環境課長 委員御指摘のとおり、市町村によって、また地域によって格差がございまして、県としましては、有害鳥獣を一気に減らすことはできませんので、被害の多いところ、それから生息密度の高いところを中心に捕獲していかないといけないと考えております。

当然、市町村と連携しながら実施することが必要と考えておりまして、県でも国の指定管理事業を利用いたしまして、委託による捕獲をやっております。そういったものにつきましては、被害の多いところを中心に捕獲を行っており、また、県北の被害の多いところも行っております。さらに今年からは、鹿児島県とも連携しな

がら、広域捕獲を実施しようとしておりますので、そういったものをやりながら、効果的な捕獲をやっていきたいと考えております。

○**荒神委員** 先ほど私が申し述べたような内容を軸に置いて、そういった声があるということだけは今後の問題として考えていただければと思います。

○**中野委員** ただいまの関連ですが、資料25ページの(1)更新内容の④と⑤、(2)事業の仕組みについてお尋ねします。

鹿1頭が8,000円、イノシシが7,000円の助成となっており、補助率2分の1は県だと思っておりますが、残りの2分の1はどこが助成するんですか。

○**川畑自然環境課長** この事業の仕組みにございますように、市町村を経由して補助をすることとしておりますので、残りの2分の1につきましては、市町村が負担することとしております。

○**中野委員** 必ず市町村が残りの2分の1を助成し、例えば、鹿であれば狩猟者に8,000円が助成されるということですか。

○**川畑自然環境課長** 市町村から市町村の有害捕獲協議会に交付し、そちらを通じて狩猟者に助成されると認識しております。

○**中野委員** 市町村は、2分の1に相当する額を本当に助成しているんですかね。その辺のチェックを含めてきちんとされているのか。再度確認させてください。

○**川畑自然環境課長** 市町村の事業として交付をしているところに対して、県が助成をしております。当然、市町村でも検査が行われているものと考えております。

○**中野委員** 考えていますじゃなくて、確認をされているんですか。

○**川畑自然環境課長** 市町村から県に実績報告を提出してもらいますので、その中で確認をしております。

○**中野委員** いろいろ耳にするものですから、この有害鳥獣捕獲にて、鹿8,000円、イノシシ7,000円が本当に助成されているのか、実態調査をしてほしいと思います。

○**川畑自然環境課長** 市町村の交付状況について、実態を確認したいと思います。

○**中野委員** 次回の委員会で報告してください。

○**内田委員長** 要望ということでよろしく願いいたします。

○**脇谷委員** 資料25ページ(1)の④シカ・イノシシの有害捕獲への助成と⑤狩猟によるシカ捕獲への助成の違いについて教えてください。

○**川畑自然環境課長** ④の事業につきましては、市町村が有害捕獲班ということで、捕獲許可をもらって鹿を捕獲する、それに対する助成でございます。

⑤は、狩猟免許を取得した方が、自ら狩猟によって捕獲した鹿に対する助成ということで、異なっております。

○**脇谷委員** それでは、狩猟者が自ら鹿を捕獲することはできるということですね。

○**川畑自然環境課長** 狩猟免許を取得し、狩猟登録を行っていただきまして、狩猟期間であれば捕獲ができます。

○**脇谷委員** ということは、鹿の場合、助成は④で1頭8,000円と、⑤で1頭7,000円の両方もらえるということですか。

○**川畑自然環境課長** ④と⑤は全く違いますので、④でもらった場合、⑤ではもらえませんし、⑤でもらった場合は、⑤でしかもらえません。二重に交付ということはございません。

○**脇谷委員** ②市町村のサル捕獲班に対する助

成について、対象が18市町村とのことですが、ほかの市町村は対象ではないということではないでしょうか。

○川畑自然環境課長 猿の被害があるところにつきましては、猿の捕獲班が編成されておりますので、そういった市町村に対して助成をしております。

○脇谷委員 ということは、その18市町村以外には猿が確認できていないということではないでしょうか。

ちなみに、宮崎市にもしっかり猿がいますけれども、宮崎市以外の市町村で猿がいないところがあるのでしょうか。

○川畑自然環境課長 猿の捕獲班がないところもありますが、通常の有害捕獲班がありますので、そちらで対応することができるかと思っております。

猿だけの捕獲班を置いていないのは、宮崎市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町、えびの市、高原町、三股町となっております。

○脇谷委員 猿の捕獲班がないところは、各市町村が補助をしているということの理解でいいんですか。

○川畑自然環境課長 猿の捕獲班がないところにつきましては、もし猿の被害が発生したとすれば、有害捕獲班がございますので、そちらに依頼して捕獲することになります。

○工藤委員 資料27ページの「再造林率向上強化対策事業」について、(3) 成果指標の森林組合造林作業班の日当を令和3年度9,400円から令和8年度に1万3,000円にするとのことですが、下刈りであれば面積ごとに単価を出すものと考えております。また、再造林の低コスト化により、植栽本数を1ヘクタールあたり2,500本から2,000本にした場合に、2,500本だったら1本

当たり70円とか80円で、植付けの単価を出して、作業班にやっていただくということになると思うんですけども、この単価は据置きで本数を減らすということになるのでしょうか。

○松永森林経営課長 造林には大体120万円程費用がかかり、苗木代や植栽、地ごしらえにかかる経費について、国と県で68%補助しております。残りが森林所有者の負担ということになるんですけども、こちらを負担していただくのがなかなか難しいということで、そこを森林組合に負担していただき、例えば、賃金をちょっと下げるとか、とにかく補助金だけでやるとか、もしくは森林組合で経費をかけてやるとか、そういったことで今やっている状況でございます。

補助率を現在の68%から90%に上げることで適切な事業費を確保し、これにより森林所有者の負担軽減及び作業員の賃金の引上げを目的としております。

○工藤委員 補助率が上がった分、作業班に行くお金はそんなに変わらないというか、逆に上がっていくかもしれないということですね。

○松永森林経営課長 令和3年度で9,400円と、全国と比べて低いので、この部分を、補助率を上げることによって1万3,000円に持っていく、造林作業班員の収入の確保につなげていきたいと考えております。

○工藤委員 資料31ページに月給制の導入とありますが、日当が1万3,000円となった場合、月給の金額はどうなりますでしょうか

○松永森林経営課長 造林作業班の人の1年間の収入を作業日数で割った経費を平均したら、令和3年度は9,400円となっております。請負の経費であったり、日当であったり、そういうのを増やしていったら、平均的な賃金を1万3,000円まで引き上げたいということで書いております。

○佐藤委員 県の組織体制について、バイオマスに関してはどちらが担当して、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

○吉岐環境森林課長 今回の組織改正におきましては、グリーン成長プロジェクトの関係で、再造林や、森林経営的などを中心組織改正しております。バイオマス等については、木材を使うバイオマスと、畜ふんや鶏ふんを使うバイオマスといったように材料によって違いがあります。農政水産部で持っている部分もあれば、環境森林部で持っている部分もございます。木材を使ったバイオマス関係については、みやぎきスギ活用推進室で担当しております。

○松井環境森林部次長(技術担当) 木質バイオマス関係につきましては、昨年度は山村・木材振興課で担当していたんですけども、今年度は、みやぎきスギ活用推進室で担当することになります。

県内の木質バイオマス発電につきましては、燃料材が逼迫している状況でございます。これは稼働を控えている大規模な発電所があったり、ほかの製材との競合等が原因となっております。

県としましては、特に大規模な発電施設は大きな資本力を持っており、また、地域の中小規模の発電所は製材に対して非常に影響力を持っておりますので、そういった影響が悪い方向に出ないようにしっかりと情報交換をしながら指導していき、国に対しても必要な措置を講じるよう要望していきたいと考えております。

○佐藤委員 日向市に大阪ガスという大企業がありますが、当初はペレットとかPKSを使うということで、国産材の使用は割合的にはほんの少量だということでありましたが、これだけ円安になってくると、国産材を使用するというような話も聞いています。円安で海外への原木

の輸出が増えており、今、既存の業者の原料が逼迫している中、こういった大企業が動き出して木材を大量に集めたら、今まで頑張ってきたところが弱っていき、宮崎県の林業が壊れていくのではないかと心配しております。

そのあたりをしっかりと調整していただくよう、県の対応をよろしくお願いします。

○中野委員 硫黄山河川白濁について、応急対策を実施していただき、感謝を申し上げます。

このことについて、応急対策をしなければならなかった理由を再度教えてください。また、そのときの河川のpHは幾らで、それが幾らに回復したのか、いよいよ田植えのシーズンになりましたが、その影響はないのか教えてください。

○落合環境管理課長 まず、理由について、硫黄山の噴火警戒レベルは1に下がっているんですけども、噴気口から火山噴出物がじわじわと出てくるような状態で、それが熱水とともに流れてきて河川が白濁している状況となっております。

また、その熱水のpHが酸性側ということで、それが河川のpHを下げているというようなことになっていきます。毎週1回水質の検査をしているんですけども、4月24日に測定した結果では、上流部の取水堰のpHが1.2で、水質改善施設の出口のところは2.1となっております。この施設の設計上、pHを1ぐらい上げるというような機能を持っておりますので、一応その能力を発揮しているというところがございます。

ただ、農業用水の取水を行っている一番上流側の大原橋ではpHが3.2ということになっておりますので、もう少し改善が必要であると考えているところです。

○中野委員 せつかくの施設ですから、田植え

ができないということがないように、施設の真価を発揮していただきたいと思います。また、今回の事業は応急対策ですから、抜本的な対策も必要であると思っております。

ところで、あの施設の下流は、いまだにかなり白濁していますよね。あの状態は問題ないと思うんですが、白濁したものが堆積して、以前はただ真っ白だったものが、今は青味がかかったものが堆積していますよね。そちらについては何も影響はないのでしょうか。pHを下げたら、その有害物質が有害ではなくなるという話を以前聞いたんですが、青味がかかっているのが素人目には不気味に見えるんですけれども、大丈夫なんですか。

○落合環境管理課長 堆積しているもの——泥状物について、成分は確認しておりませんが、pHを上げることによりまして、溶存している重金属イオンが沈積をして固定化されますので、水質自体には影響しないということを確認しております。

この処理を始める前の2月7日の水質検査では、大原橋でpHが2.5、それからヒ素が環境基準値を0.01オーバーして0.014という数字が出ております。平成30年以来のヒ素の基準値オーバーということで、これについては気をつけなければならないと思っておりますけれども、水質のpHを上げておりますので、ヒ素がそういった形で出るということは考えていません。

○中野委員 基本的には、火山噴火の影響で河川が白濁し、そこに有害物質も流れてきて、pHも下がったということで、農業ができなくなつたんですよね。特に、水田への影響が大きくて問題になったんですが、地球規模の話ですから、この水質改善施設は、実験により効果を確認して実施されていると思うんですけれども、要は、

一番上流から水を取水しなければいいんです。一番上流から取水している土地改良区は今、農地の基盤整備をやっている最中でして、どうしても水源の確保が必要で、長江川の水を引かなければならないと——大昔、先祖が造った財産ですから、それは守らないといけないという地元の人たちの声もあります。しかし、硫黄山が噴火して、いまだにそういう有害物質が流れてきているわけですから、私は、川に頼らない新たな水源確保をすべきだと思っております。そのために当時、予算も組んだわけですが、それを使わずに流してしまっています。その辺のことを環境森林部と農政水産部で協議して、基盤整備が終わる頃には、新たな水源を確保するほうがいいんじゃないかなと思っております。ぜひ、環境森林部からも農政水産部に助言をしてほしいと思います。要望しておきます。

○内田委員長 以上をもちまして、環境森林部を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時36分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時議会におきまして、私ども8名が環境農林水産常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、延岡市選出の内田理佐と申します。どうぞよろしく申し上げます。

宮崎県は食材の宝庫であるという中で、我々も各地域にて様々な御意見をいただいております。宮崎県としても、農水産業において厳しい状況が続いているという中ですが、魅力を取り

戻せるように、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣、都城市選出の永山副委員長でございます。

次に、向かって左側です。

えびの市選出の中野委員でございます。

西臼杵郡選出の佐藤委員でございます。

都城市選出の荒神委員でございます。

続きまして、向かって右側、日向市選出の日高委員です。

延岡市選出の工藤委員です。

宮崎市選出の脇谷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の増村主任主事でございます。

副書記の青野主任主事でございます。

次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○殿所農政水産部長 農政水産部長の殿所でございます。どうぞよろしく願いいたします。

内田委員長をはじめ各委員の皆様には、日頃から本県の農水産業の振興に御指導・御支援をいただき、心から感謝申し上げます。

本県の農水産業を取り巻く情勢は、これまで言われていた課題に加えて、最近は、物価高騰等の長期化もありまして、非常に厳しい状況にあります。農政水産部としましては、このような課題にしっかりと対応しながら、将来を見据えて、より生産性が高く、持続可能な農水産業を実現してまいりたいと思っております。

そのために、現場の声に耳を傾け、職員一丸となって、スピード感を持って対応してまいり所存でございますので、委員の皆様には、より一層の御指導・御支援をよろしく願いいたし

ます。

それでは、委員会資料の2ページをお願いいたします。

本日は、6項目について説明いたします。

3ページを御覧ください。

幹部職員を紹介いたします。

総括次長の川畑でございます。

技術担当次長の柳田でございます。

畜産局長の河野でございます。

農村振興局長の戸高でございます。

水産局長の西府でございます。

農政企画課長の原田でございます。

中山間農業振興室長の下田でございます。

農業流通ブランド課長の押川でございます。

農業普及技術課長の戸高でございます。

農産園芸課長の白石でございます。

畜産局畜産振興課長の鴨田でございます。

同じく家畜防疫対策課長の坂元でございます。

4ページを御覧ください。

農村振興局農村計画課長の城ヶ崎でございます。

同じく農村整備課長の上村でございます。

同じく担い手農地対策課長の梶原でございます。

水産局水産政策課長の西田でございます。

同じく漁業管理課長の安田でございます。

漁港漁場整備室長的那須でございます。

工事検査課、工事検査監の甲斐でございます。

総合農業試験場長の松田でございます。

畜産試験場長の水野でございます。

県立農業大学校長の馬場でございます。

水産試験場長の大村でございます。

5ページを御覧ください。

農政水産部の行政組織についてであります。

本庁につきましては、12課2室で構成されて

おり、農水産業を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、昨年度から畜産局、農村振興局、水産局の3局体制で取り組んでおります。

出先機関につきましては、6つの農林振興局、西臼杵支庁において業務を推進するとともに、農業・畜産・水産分野の試験研究機関や教育機関、家畜衛生の向上を担う家畜保健衛生所等を設置しております。

6～11ページには、各課の分掌事務を掲載しております。

なお、6ページにあります農政企画課中山間農業振興室の分掌事務に一部誤りがございましたので、修正版を机上配付させていただいております。

下線部を引いた部分が修正箇所となります。今後はこのようなことがないように、十分な確認を行ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、12ページを御覧ください。

令和6年度農政水産部予算の基本的な考え方についてであります。

(1) 農水産業の現状等にありますとおり、食料安全保障の強化が課題として顕在化していることや、物価高騰の長期化等による生産者の経営への甚大な影響を踏まえ、(2)の①のとおり、農業と水産業それぞれの長期計画の着実な推進に加え、②の農水産業の生産性と持続性の両立により、さらなる成長を実現するグリーン成長プロジェクトの本格展開、③の生産者の経営体質強化に資する施策を重視し、食料安全保障の確保を支える食料供給県として、将来にわたって、その役割を果たすための予算を編成したところであります。

13ページを御覧ください。

ここからは、農業と水産業のそれぞれの長期計画の施策の体系に沿って、新年度予算における重点的な取組を整理しております。

(1)の「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」では、「“農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築」などの3つの視点で、(2)の「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」では、「人口減少社会に対応した生産環境の創出」などの4つの視点で、各種施策を展開することとしております。

14～15ページに、令和6年度予算の重点的な取組を整理しております。

16ページを御覧ください。

令和6年度から本格展開となるグリーン成長プロジェクトは、環境森林部と共同して進めていくこととなりますが、農水産業分野においては、G7農業大臣会合での宮崎アクションの具現化に向け、①～③の3つの視点により、持続性と生産性の両立による本県農水産業のさらなる発展を目指して取組を進めてまいります。

17ページを御覧ください。

プロジェクト関連の主な施策を掲載しております。日本一挑戦プロジェクト推進基金も活用しながら、プロジェクトを機動的に推進してまいります。

18ページを御覧ください。

農政水産部の今年度当初予算額につきましては、一般会計と特別会計を合わせて、令和6年度当初予算額の表の一番上にありますとおり428億6,419万2,000円であります。

このうち、一般会計は、そのすぐ下にありますとおり426億2,828万9,000円、特別会計は、表の下から2行目にありますとおり2億3,590万3,000円であります。

19ページを御覧ください。

令和6年度当初予算の主な新規事業につきましては、この後、関係課長が説明いたします。

○原田農政企画課長 令和6年度当初予算における新規・重点事業について御説明させていただきます。

常任委員会資料20ページを御覧ください。

新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ事業」でございます。

予算額は686万8,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、農業分野でJークレジット制度の認証取得を促進するため、クレジット創出による効果検証等を踏まえた上で、温室効果ガス削減プロジェクトの登録からクレジット認証まで、モデル的に実施するものです。

事業の内容につきましては、21ページで御説明をいたします。

Jークレジット制度は、中段の「Jークレジット制度の流れ」の図にありますとおり、その活用には、プロジェクト登録とモニタリングの2つのステップが必要となっております。

Jークレジットは、生産者にとっても、また、脱炭素社会の実現にとってもメリットのある制度ですけれども、課題の①と②に掲げていますとおり、クレジット収益など、生産者にとってメリットがよく分からなかったり、モニタリングが労力的に大変なのではないかといった不安などの課題があり、本県では、Jークレジットについて農業分野での取組がまだ1件もない現状でございます。

このため本事業では、農業分野でのJークレジット導入を進めるため、制度の活用が有望である施設園芸におけるヒートポンプ式加温器の導入をモデルとして、複数の生産者が共同で取り組むプログラム型のプロジェクトを目指し、

クレジット収益の見える化やモニタリングの効率化について調査検討を行い、それらの検討を基に、希望するモデル産地において、実際にプロジェクトの登録からモニタリング、クレジット認証までを総合的に支援したいと考えております。

また、構築したモデルの実施体制やモニタリングの手法等をマニュアル化するとともに、各地域で研修等を行うことにより、県内での取組の拡大を図っていきます。これにより、本県農業における環境負荷軽減活動の収益化を実現したいと考えております。

事業期間は、令和8年度までの3年間で予定しております。

22ページを御覧ください。

新規事業「ICTを活用した総合的鳥獣被害対策実現事業」でございます。

予算額は4,500万円です。

この事業は、事業の目的にございますとおり、鳥獣被害を軽減するためICT機器を活用し、効率的かつ総合的な鳥獣被害対策を広域で実施していくものです。

事業の内容につきまして、23ページを御覧ください。

左側、①の事業では、捕獲通知システムを導入し、捕獲者のわなの見回り作業の負担軽減を図ります。

現在、鳥獣被害対策として、鹿・イノシシ等の捕獲を行っておりますが、わなの見回りに多大な労力を要しております。

そこで、捕獲者が遠隔で捕獲情報を把握できるようにすることで、わなの見回り作業の負担軽減を図り、効率的な捕獲を実現いたします。

また、捕獲情報をジビエ処理加工施設にも共有することで、施設側からの捕獲個体の回収が

可能になり、積極的なジビエ受入れが実現できます。

右側、②の事業では、電気柵の稼働状況を遠隔で確認できる電気柵モニタリングシステムの広域的な導入を支援し、電気柵の点検作業の負担軽減を図ります。

これまで、電気柵を設置しているものの、柵の点検、管理が行き届かず、漏電等により電気柵の効果が発揮できていない事例が見受けられています。

そこで、電気柵モニタリングシステムの広域的な導入を支援し、電気柵の稼働状況を遠隔で確認・共有し、地域ぐるみでの対策ができるようにすることで、人手不足であっても鳥獣に負けない集落を実現いたします。

事業期間は、令和6年度限りを予定しております。

○押川農業流通ブランド課長 資料24ページを御覧ください。

改善事業「持続的な農の物流構築事業」についてであります。

予算額は1,524万6,000円です。

事業の目的にありますとおり、長距離トラックドライバーの不足に加え、働き方改革により、時間外労働の上限規制が適用されたことや、カーボンニュートラルへの対応が求められる中、消費地への農産物の安定供給を確保するため、持続可能で効率的な輸送体制の構築を図ることとしております。

25ページを御覧ください。

具体的には、左側の①農の物流革新推進事業では、農業団体やトラック協会、カーフェリー事業者等で構成する、「みやざき農の物流DX推進協議会」が中心となり、地域内の物流改革に向け、県やJA、物流事業者等で構成する地域

物流チームにおいて、中長期の物流計画を策定するとともに、民間の物流コンサルタントを招聘し、研修等を通じた地域内での人材育成などに取り組んでまいります。

次に、右側の②農の物流改革補助金では、赤の①にありますように、地域の農産物の集約に必要となる、集荷場から次の集荷場への輸送に係る横持ち経費や、トラックに段ボールを効率的に積み込むことができる荷台となるパレットのレンタル経費の一部を支援、②にありますように、新たに船舶や鉄道へのモーダルシフトに取り組む荷主に対して、トラックのチャーター経費やJRコンテナの使用料等を支援いたします。

また、③の物流の効率化に資する省力機器の整備では、電動フォークリフトや予冷庫の導入などを支援いたします。

事業期間は、令和8年度までの3年間で予定しております。

○戸高農業普及技術課長 資料26ページを御覧ください。

新規事業「G7宮崎発ピーマン自動収穫技術活用事業」でございます。

予算額は2,399万7,000円でございます。

事業の目的にありますとおり、本事業は、昨年開催されましたG7宮崎農業大臣会合で採択されました、「宮崎アクション」の実現に向けまして、革新的な技術の導入により、本県の主力品目であるピーマンの自動収穫技術に対応した栽培体系を確立し、持続可能な農業の基盤を築くことを目的とするものでございます。

事業の概要の右図にありますように、事業の実施に当たっては、農業者や収穫ロボットの開発企業、県などで構成するコンソーシアムで取り組むこととしております。

事業の内容については、27ページをお願いいたします。

具体的には、上段にありますとおり、管理方法などが異なるハウスに収穫ロボットを導入いたしまして、葉や枝の混み具合や収穫のタイミングが収穫効率に与える影響などについて検証し、ロボットに適した管理方法を検討してまいります。

また、下段のとおり、総合農業試験場においてロボット収穫に適した仕立て方などについて検討いたします。

イラストにありますとおり、現在主流となっております慣行の仕立て方では、内側になる果実は収穫が困難となります。

そこで、垣根のように仕立てる方法などを検討いたしまして、ロボットが収穫しやすく、収量なども確保できる仕立て方を検討いたします。

事業期間は、令和7年度までの2年間を予定しております。

○白石農産園芸課長 資料28ページをお願いいたします。

新規事業「高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業」でございます。

予算額は4,000万円です。

本事業の目的は、土地利用型経営体や農作業受託組織などに対して、さらなる作業の効率化と人材の確保を進めるため、自動化などの高性能なスマート機械の導入を支援するものです。

29ページを御覧ください。

おおむね20ヘクタール以上の土地利用型経営体などを対象に、写真にありますように、自動運転が可能なトラクターや田植機、収穫機のほか、農地の正確な均平作業が可能なレーザーレベラーなど、近年の技術開発の進展に合わせ、高い性能を持ったスマート機械の導入を支援い

たします。

これにより、作業のさらなる効率化・省力化と、未経験者を含めたオペレーターの確保を図るとともに、合筆などによる圃場の拡大を進めることで、作業の効率化と人材の確保による、地域農業の発展・維持を目指してまいります。

事業期間は、令和6年度限りを予定しております。

続きまして、30ページを御覧ください。

新規事業「スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業」でございます。

予算額は、1,802万3,000円でございます。

本事業の目的は、耕種部門の産出額100億円アップを目指す「SSR運動」を推進するため、品目・対象を絞った緊急対策と、スマート化・グリーン化——農業の生産性向上と持続可能性が両立する産地づくりに取り組むものでございます。

具体的には、31ページを御覧ください。

上段の①「産出額UP緊急対策事業」は、10アール当たりの収穫量である平均反収のアップにつながる施設等の整備や栽培環境の改善を支援するもので、例えば、施設園芸において、光合成能力を高めるCO₂発生装置の導入や、露地野菜においては、労力不足等により実施困難となった排水や土づくり対策を機械作業の委託によって促進いたします。

下段の②「スマート&グリーン産地育成事業」は、スマートとグリーン技術を実装する産地づくりに必要な調査・実証活動を支援するもので、左下のフロー図にございますとおり、産地が、県や民間企業との協働により、産地化の目標や規模感、行程などを明確にした上で、国庫事業の活用を見据えた、新たな産地づくりを進めます。

例えば、施設園芸の環境制御技術と養液栽培による、環境保全技術を駆使したハウス団地や、加工・業務用野菜の機械化体系と有機商品の開発による、付加価値の高い契約産地の整備などを想定しております。

事業期間は、令和8年度までの3年間で予定しております。

○内田委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

残りの説明につきましては、本日の午後1時20分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、委員会は午後1時20分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時19分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、執行部からの説明をお願いいたします。

○鴨田畜産振興課長 資料32ページを御覧ください。

新規事業「第13回全国和牛能力共進会対策事業」です。

予算額は1,200万円です。

第13回全国和牛能力共進会が、令和9年8月に北海道で開催されます。

本事業は、事業の目的にもありますとおり、第13回全共宮崎県推進協議会を中心に、出品対策に取り組み、本県肉用牛の改良を進め、宮崎牛のブランド力向上を図るものであります。

これまでの大会と同様に、出品牛の月齢の要件等を考えますと、開催年度の3年前から出品に向けた準備を進める必要があります。

そのため、事業の概要の(1)事業内容にありますとおり、出品対策費としまして、交配する雌牛の調査や指定交配の推進などを行いますとともに、企画推進費としまして、母牛の育種価の算出のほか、出品対策会議等の開催や調査・指導活動を支援するものであります。

予算額1,200万円のうち、県の推進事務費を除きます1,100万円を、第13回全共宮崎県推進協議会に補助しまして、生産農家や関係団体等が連携しながら、チーム宮崎としての取組を進めてまいります。

事業期間は、令和9年度までの4年間で予定しております。

続きまして、33ページを御覧ください。

新規事業「粗飼料自給率100%「宮崎アクション」実践事業」です。

予算額は5,756万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、G7宮崎農業大臣会合で採択されました「宮崎アクション」等を踏まえまして、粗飼料自給率100%に向けた取組を加速化し、国際情勢の影響を受けにくい持続可能な畜産経営への転換を進めるものであります。

事業の概要につきましては、次の34ページを御覧ください。

中央下段の左手赤枠の①「粗飼料生産・利用加速化事業」では、稲わらなどの地域資源の利用拡大のために畜産・耕種農家等で組織される

地域コンソーシアムに対しまして、コンサルタントによる指導や飼料等の生産・利用拡大に必要な機械・施設の整備などの支援を行うとともに、耕種農家への円滑な堆肥の流通に向けた堆肥マッチングサイトの充実を図ります。

また、その右手、中央青枠の②「飼料生産組織人材確保事業」では、農家の飼料生産作業などを請け負うコントラクター組織が、作業エリアを拡大するために、多様な業種との連携を調整する取組を支援します。

さらに、その右手緑枠の③「中山間地域放牧推進事業」では、飼料生産基盤の脆弱な中山間地域での自給飼料確保に向けた放牧地の整備や研修会の取組などを支援いたします。

これらの取組を通じまして、粗飼料の生産・供給体制の仕組みを構築いたしまして、粗飼料自給率100%の達成を目指してまいります。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

○坂元家畜防疫対策課長 資料35ページを御覧ください。

新規事業「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」であります。

本事業は、本県の県職員獣医師を中長期的に確保・育成していくため、本県職員獣医師を目指す高校生と獣医系大学生に対し、修学資金を給付するものであります。

事業の概要につきまして、次の36ページを御覧ください。

具体的には、上段にありますとおり、今回新たに地域枠を設け、本制度を有する大学を対象に、本県獣医師として入庁する意志のある高校生のうち、県による選考試験と大学の地域枠入試に合格した者に対し、入学準備金を給付するとともに、修学資金を6年間給付します。

また、下段にあります獣医系大学生を対象とした一般枠につきましても、給付期間をこれまでの3年間から最大6年間に拡充し、在学中の金銭的負担を軽減することで、より確実に人材を確保することを見込んでおります。

事業期間は、令和8年度までの3年間としております。

○城ヶ崎農村計画課長 常任委員会資料37ページを御覧ください。

新規事業「畑かん営農ポテンシャル向上事業」でございます。

予算額は181万6,000円でございます。

本事業の目的は、定時・定量で一定の品質が求められる加工・業務用野菜の生産安定化などを図ることを目的として、畑かん営農に係る省力化技術を進歩させるとともに、新たな付加価値を創出するものでございます。

具体的には、38ページを御覧ください。

本事業は3つの内容で構成しております。

①の「散水省力化技術構築事業」では、民間企業と連携し、散水器具の設置・撤去や、給水栓の開閉手間などの労力削減に係る技術構築を行い、大規模経営体など複数農地での作業に係る労力軽減を図ります。

②の「散水省力化技術推進事業」では、散水チューブ巻取り機などの省力化技術について、貸出しや生産者の体験機会を通じて、省力化機材の導入を促進いたします。

③の「畑かん水付加価値創出事業」では、畑かん水に含まれる成分に着目しまして、散水後の土壌状態を調査・分析し、農作物や栽培管理に与える影響との関連性、具体的には、病害への抵抗性や肥料成分の補足など見込まれる効果を検証し、新たな付加価値を創出します。

事業の期間につきましては、令和8年度まで

の3か年を予定しております。

○上村農村整備課長 資料39ページを御覧ください。

改善事業「農地集約化基盤整備事業」でございます。

予算額は503万4,000円です。

この事業は、事業の目的にありますように、地域農業を守る担い手への農地集積・集約化を促進するため、きめ細やかな基盤整備の支援を行うことにより、農地の高度化や農作業の効率化・省力化を図るものです。

40ページを御覧ください。

具体的には、上段に記載のとおり、①の小規模基盤整備では、地域計画等に位置づけられた経営体が必要とする基盤整備を支援するもので、国庫補助の要件を満たさない小規模な基盤整備や既に農地中間管理事業を活用している農地において、農作業の効率化を進めるための畦畔除去による区画拡大、高収益作物への転換を図るための暗渠排水による乾田化、収量や品質向上のための客土や土層改良、大型農業機械の導入促進に必要な耕作道などの整備を支援します。

また、②の農地集積・集約化支援では、上記①の基盤整備を行うために必要な現地調査や図面作成を支援するものです。

国庫補助事業と併せて、当事業によるきめ細やかな整備を進めることで、地域農業を守る担い手への農地集積を図るとともに、地域計画の取組を支援してまいります。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

○梶原担い手農地対策課長 常任委員会資料41ページを御覧ください。

改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築強化事業」でございます。

予算額は、3,118万8,000円となっております。

これまで本県では、令和4年10月に連携合意を締結しておりますベトナム国立農業大学に、昨年、知事が直接出向き、特別授業を実施するなど、外国人材の確保に懸命に取り組んでいるところでございます。

一方で、外国人材につきましては、国内外で人材獲得競争が激化しておりますことから、本事業におきまして、事業目的にありますとおり、農業分野における外国人材の円滑な確保や受入れに向けまして、海外教育現場への講師派遣や公営住宅の活用等の取組のさらなる強化を図るものでございます。

事業の内容につきましては、42ページを御覧ください。

資料左側の①の「受入れ体制構築事業」や、②の「新たな受入れ方式確立事業」、③の「定着支援事業」といいました、これまでの取組を引き続き実施していくことに加えまして、右側の上段、④の「海外教育機関等連携強化事業」を拡充いたしまして、海外教育機関に創設しました宮崎クラスへの講師派遣等によりまして、連携のさらなる強化を図るとともに、右側の下段、⑤番、「住居確保対策加速化事業」を新たに追加いたしまして、外国人材を受け入れるための公営住宅の活用マニュアルの作成でありますとか、市町村営住宅活用のモデル実証を行います。

こうした取組を通じまして、県内の各自治体と連携いたしました外国人材の確保・定着体制づくりに取り組んでまいります。

事業期間は、令和7年度までの2年間を予定しております。

○西田水産政策課長 水産政策課でございます。資料43ページを御覧ください。

新規事業「IoTを活用した陸上海藻養殖導

入支援事業」でございます。

予算額は1,592万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、IoTを活用した陸上海藻養殖の導入を支援し、省エネ・省コストで担い手対策にもなる新たな漁業を導入し、漁村地域の活性化などを図ることを目的としています。

44ページを御覧ください。

事業の内容ですが、①の「海ぶどうコンテナ養殖導入支援事業」では、漁業団体が行う海ぶどうコンテナ陸上養殖の取組を支援してまいります。

なお、この海ぶどう陸上養殖は、写真にありますとおり、10坪ほどの僅かなスペースで、いわば植物工場のようなオールインワンの設備によって行うもので、海ぶどうは高価格で生産サイクルが短く、コンテナ養殖設備により安定生産や省エネ、かつ、省力などの特徴を有しています。

次に、②の「海ぶどう普及販売促進事業」では、漁業団体が行う養殖された海ぶどうの消費拡大や販売促進に係る取組を支援してまいります。

これらの取組によって、本県で初めての導入となる海ぶどう養殖の収益性を明らかにし、本県の新たな産業の創出と漁業地域の活性化につなげていきたいと考えております。

事業期間は、令和6年度限りを予定しております。

○安田漁業管理課長 資料45ページを御覧ください。

新規事業「漁港・漁場グリーン化事業」でございます。

予算額は6,000万円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、

代表的な漁港において回復の核となる藻場を造成するものですが、右下の図に示しておりますとおり、年々衰退している藻場に対して対策を講じることでブレーキをかけ、ブルーカーボンの創出と海域の生産性向上を図ることとしております。

また、その成果をガイドラインにまとめ、さらに県内の漁港への展開を促進するものであります。

具体的には、まず、県内の2漁港において事業に着手し、次年度に2漁港を追加いたしまして、(3)の成果指標にありますとおり、2,112平方メートルの藻場を造成してまいります。

46ページを御覧ください。

上段に、漁港内における藻場造成のイメージを示しております。

漁港内は、海藻が育つ冬から春に低水温となり、海藻を食べる魚が入りにくいという特性があることから、これを活用し、漁港内において藻場の回復の核となる基盤を造成することで、周辺海域への継続的な海藻の種の供給が図られるようになり、藻場の拡大につながることを期待するものです。

下段の図は、日向市平岩港における藻場の変遷です。

低水温になる港内において、消失を免れ残存した藻場が核となり、保全活動も相まって、再び周辺海域へ拡大したという事例を踏まえ、この事業を立案したものであります。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

○内田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって農政水

産部を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、4月17日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たりまして留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項のみについて御説明します。

まず、タブレット資料3ページをお開きください。紙資料は1ページになります。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次のページをお開きください。

(7)執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)マスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決

等も含め原則公開となっております。

次のページをお開きください。

(12)調査等につきまして、ア、調査内容、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答する等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるものというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次のページをお開きください。

(15)委員会におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は、タブレット資料12ページ、紙資料10ページにありますので、後ほど御確認ください。

(16)オンライン委員会の運営についてですが、詳細は、タブレット資料13～16ページ、紙資料11～14ページにありますので、後ほど御確認ください。

そのほかの事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運

営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元の配付の資料のとおりであります。

タブレット資料は、19～20ページになります。

活動計画（案）にありますとおり、県内調査を5月、県外調査を7月に実施する予定であります。こちらの日程については、昨年度2月の幹事長会議にて決定した日程のとおりとなっております。

初めに、県内調査についてであります。県南調査、県北調査それぞれの行程案を事前に配付しましたので御覧ください。

タブレット資料21ページ以降、加えて、資料として県内調査候補地の概要と過去5年分の環境農林水産常任委員会調査の実施状況も配付しておりますので、併せて御覧ください。

県内調査につきまして、何か御意見、御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後2時0分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、7月に予定されております県外調査につきまして、御意見、御要望等ありましたら、この場でお受けしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時6分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先につきましては、ただいま皆様から御意見をいただきましたので参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時7分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 田 理 佐

